



葛城市告示39号

農業経営基盤強化促進法（昭和53法律第65号）第19条第1項の規定により地域計画を定めるので、同法第19条第8項の規定により公告する。

令和8年3月18日

葛城市長 阿古和彦



地域計画

策定年月日	令和8年3月18日
更新年月日	()
目標年度	令和17年度
市町村名 (市町村コード)	葛城市 292117
地域名 (地域内農業集落名)	平岡地区 (平岡)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	6.84 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	6.45 ha
② 田の面積	6.81 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	0.02 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	0.19 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0.16 ha
(参考)区域内における75才以上の農業者の農地面積の合計	3.12 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	2.96 ha
(備考)	

- 注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。
 2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。
 3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。
 4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。
 5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。
 6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

10年後の農地利用について、今後検討等の農地が5.00haあり、規模を縮小したい農業者の農地が0.19haを占める。受け手の確保が望まれる。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

現在の個々の耕作をベースに、耕作できない農地は農地中間管理機構を通じた貸借等により担い手への集積・集約化、新たな担い手の確保を進め、できる限り農地としての維持を図る。水稻とあわせて、経営所得安定対策等の補助金制度を活用しつつ野菜・花きなどの生産により労働生産性の向上を図る。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
必要に応じた農地中間管理機構の活用などにより農地の集積・集約化を図りつつ、担い手の農作業に支障がない範囲で農業を担う者により農地利用を進める。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	0.00 %	将来の目標とする集積率	0.00 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
担い手の経営意向を踏まえて、団地面積の拡大を農地利用最適化推進委員と調整し、農地中間管理機構を通じて進める。			

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。